

### 学校感染症による出席停止について

「学校において予防すべき感染症（裏面参照）」には「学校保健安全法施行規則（第18・19条）」により出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐためおよび本人の健康回復のため、り患した生徒は登校できない期間です。（欠席扱いにはなりません）

これらの感染症の可能性があつて受診させる場合は、学校へ連絡してください。また、結果についても速やかに連絡をお願いいたします。「出席停止の期間」は医師の指示に従い、十分療養してください。

なお、医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を再登校させる際には、以下の「出席停止解除願い（学校感染症治癒報告書）」に記入していただき、処方薬の説明書等を添付して、担任へ提出してください。（添付した処方薬の説明書は確認後返却いたします）

\*病気の状況により、医師の証明書を提出していただく場合があります。

（再登校日から3日以内にご提出ください）

問い合わせ先

各担任

電話 045-242-1485（1年次）

242-1486（2年次）

242-1487（3年次）

### 「出席停止解除願い（学校感染症治癒報告書）」

横浜清陵高等学校長 殿

年 組 番 氏名

下記の感染症について、\_\_月\_\_日に医師の診断を受けました。

このため、学校を休ませていましたが、主治医より他への感染の恐れがなくなり登校してもよいと言われましたのでご報告します。

病 名 \_\_\_\_\_

症状出現日 \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

療養期間 \_\_\_\_\_月\_\_日～\_\_\_\_\_月\_\_日

\_\_\_\_\_月\_\_日からの登校を許可

受診した医療機関名：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

